

< 参考 > 水力発電設備における定期報告に係る不適切な取扱いがあったと考える事案の概要

報告書	発電所	時期	事実関係（保安への影響含む）	問題点	再発防止対策
定期報告	葛野川 発電所 上日川 ダム 葛野川 ダム	平成 11 年 12 月 ～ 平成 16 年 3 月 (5 回)	<p>【事実関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 11 年 12 月の営業運転開始により、ダムの運用管理は山梨支店駒橋工務所（当時）のダム管理部署へ引き継がれた。引き継ぎに際してはそれまでの試験等で得られたデータも合わせて引き継がれたため、上記の水収支の精度は向上していたが、両ダムの水収支に関する実測データは有効貯水容量に完全には一致しないため、ダム管理部署では、検討のうえ次のような管理を実施し、それらのデータをもって定期報告を行っていた。ただ、この取扱いについて、当局には説明を行っていなかった。 有効貯水容量を一定とすることを基本とし、葛野川ダムの水位を基に上日川ダムの水位を計算する。 発電、揚水を行っていない日は、葛野川ダムの水位を実測値あるいは前日値とし、流入量は実測放流量から計算する。 発電、揚水を行っている日は、葛野川ダムの実測水位の 1 日当たりの変動から貯水容量の変動を求め、それを使用水量（取水量、揚水量）とする。この際、流入量は実測放流量とする。 <p>【保安への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 挙動評価結果並びに点検結果より、ダムは安定した挙動を示しているとともに、特筆すべき劣化変状も認められないことから、安全な状態を確保していると考えられる。 	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 揚水式発電所の水収支はデータの計測精度の違い等から一致しないため、有効貯水容量を基準としてデータを整合させていたものである。なお、葛野川発電所の水収支に関するデータの取扱いに関しては、今後、社内で方針を明確化したうえ、当局にもご説明し、対処していきたい。 	<p>【意識面（しない風土）の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> データの取扱いに関する心構えを認識させるための仕組みの構築 <p>【仕組み面（させない仕組み）の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測データに異常値が発生した場合の取扱いルールの明確化 各店所計測管理担当による計測業務、手引き等の相互チェック <p>【仕組み面（言い出す仕組み）の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム計測管理業務に関するサポート体制の充実

国土交通省関東地方整備局からの報告徴収（平成 19 年 1 月 24 日付）の提出後、当局へのデータの追加提出及び精査の過程で判明したものを。

当該事案については、同局に提出した平成 19 年 2 月 14 日付の当社報告書「当社水力発電所の河川法に係るデータ改ざん及び手続き不備に関する調査報告書」の中で公表済み。